

広島県告示第五百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定によって、次の保安林を解除予定保安林にした。

平成二十六年八月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 解除に係る保安林の所在場所

東広島市西条町田口字一ツ橋六八四の一、六九一の三、六九四の一、六九五

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

指定理由の消滅